

現地説明会 要旨

※ 口頭説明とニュアンスが異なる内容がある場合があることをご了承ください。

(多目的ホールの境界及び利用について)

- ・ 多目的ホールは、白鳥コミュニティ協議会が、指定管理者として管理
- ・ 協議会の事務所は、多目的ホールの西側
- ・ 温水プールと連携して、利用することを検討しているのであれば、事前に白鳥コミュニティ協議会との協議が必要
- ・ 提案内容に記載する場合は、事前協議を行い、実行性があるものの提案とすること
- ・ 敷地境界は、地籍上での分筆は行わず、敷地分割での対応
- ・ 建築確認における多目的ホールとの敷地分割線は、ホールの犬走から約8 mあまりのところとなる予定
- ・ 敷地境界線から2 m内側（西側）、犬走コンクリートから約6 mのところから施設内道路を整備
- ・ 2 mのずれは、多目的ホールの建築確認のための接道要件のための2 mを開口部とするため
- ・ 南側の市道との交差部に開口部分を作り、南側の市道から出入りができること
- ・ 市道幅員も考慮したうえで、車や歩行者が安全に侵入しやすいように開口部を設けること
- ・ 管理区域はその施設内道路（犬走コンクリートから約6 m）から東側
- ・ 施設内道路の幅員は、施設の利用方法や周辺道路の幅員も含めて決定
- ・ 多目的ホール北側の敷地境界は、西側からの進入路の位置によるが、その進入路境界まで
- ・ 白鳥コミュニティ協議会からは、多目的ホール側はできる限りの駐車等のスペースがほしいとの要望有
- ・ 旧白鳥小学校跡地にある石碑など一部を残してほしいとの要望があり、解体工事時に多目的ホール側に市が移設する予定
- ・ 仮に、樹木の移植要望があった場合は、枯れ補償ができないため地元により移植してもらう予定（場所は未定）
- ・ 石碑の移設場所については、地元からは、西側入口の南側及び北側に集められるのであれば集めてほしいとの要望あり
- ・ 進入路は安全に通行ができる幅員等を検討し、その後に石碑の移設場所を決定する予定
- ・ 西側進入路の北側に石碑等を移設した場合は、その場所もコミュニティ協議会が管理する予定
- ・ 施設へのアクセスは、西側進入路がメイン
- ・ 施設内道路及び駐車区画についてはAs舗装とし、駐車区画線も設置
- ・ 進入路と白鳥コミュニティ協議会管理区域との取り合わせ部分については、雨水排水を考慮して取り合わせすること
- ・ 舗装構成はAs舗装5 cm、上層路盤工10 cm以上とする（説明会以降に追加）

(校舎の解体について)

- ・ 原則、地元要望があったもの及び敷地内中央の水路以外の外溝や樹木等全てを解体する予定
- ・ 解体後、現在ある敷地内への進入路以外の外溝部分及び用水路の開口部は、木杭及びロープで仮の柵を設置する予定
- ・ 解体工事は、令和4年3月議会において契約締結議決の予定
- ・ 解体工事の工期は、現時点では令和4年12月末を見込んでいるが、現在設計中のため、変更となる可能性あり
- ・ 解体する校舎の基礎杭については、校舎建設時の図面では確認できなかったため、杭無しの判断
- ・ 解体時に、杭があれば頭をはねるだけの対応とし、杭の位置を測量して、データとして優先交渉権者に提供予定
- ・ 温水プール建設に支障となる場合は、支障となる部分のみ撤去することとし、撤去費用については、優先交渉権者と協議予定
- ・ 本地域は、ハザードマップでは湊川浸水想定区域内となっていますので、温水プール建設時には、周辺への配慮もしつつ、建物部分については50cm以上あげて建築すること

(敷地中央の東西にある用水路について)

- ・ 農業用の用水路として水利組合が使用
- ・ 用水路は、東の樋門をさして水が流れれば、移設しても構わないと、地元水利組合とは事前協議済
- ・ 用水路の移設場所や水路の形状、幅など詳細については、地元水利組合と協議が必要
- ・ 敷地の境界確定はしないため、移設をする場合は、境界確定、登記図面の作成や用途廃止、表題登記など必要な手続きを事業者側の負担で実施

(高圧線について)

- ・ 敷地の一部上空に高圧線あり。
- ・ 登記簿上には市有地に地役権の設定は記載なし（仮に市が地役権付きの民地を取得した場合は、地役権が抹消されるとのこと）

(プール排水管の説明)

- ・ 旧白鳥小学校のプール排水は、水路の下に埋設している直径150mmの塩ビ管を利用して下流に排水
- ・ 排水管の出口は、国道11号北側の、ホームセンターコーナン前の道路の東側で、用水に影響しない所まで管を埋設
- ・ 温水プールの排水についても、その管を利用して排水を行うことで地元水利組合と事前協議を行い、了承済
- ・ プール排水管の上流端位置は確認できない状況であるが、解体工事時に確認する予定

(樋門について)

- ・ 敷地中央の東西ににある用水路に水を流すための樋門
- ・ 水路の移設については、この樋門をさした場合に、西側に水が流れることが条件
- ・ 樋門の管理は、南側から水路に沿って歩いてきているが、温水プール側の敷地を通行する可能性あり
- ・ 用水路清掃時などに温水プール側敷地を利用する場合あり

(南東の進入路について)

- ・ 南東側市道が、サブの進入路となる
- ・ 敷地の南側にこども園があり、送迎用として使用しているため、利用者の進入については、原則、西側から利用するようにすること
- ・ 交差点から北側の道路は、敷地進入路として管理する必要あり
- ・ 交差点から北側の道路は、田畑への進入路ともなっており、地元の方も利用しているため配慮が必要

(敷地南側市道について)

- ・ 敷地南側の市道は、現在拡幅の設計を実施中
- ・ 詳細な内容は未定であるが、現時点では水路に蓋をかけた部分も含めて6 m幅員とする見込み
- ・ 道路法線の関係で6 m以上となる箇所もあることも考慮し、道路拡幅に影響しないような施設整備計画をすること

(土地全体について)

- ・ 敷地の利用につきましては、提案によるが、周辺住民などへ影響を与える恐れのある、騒音・振動、風害および光害等の軽減を踏まえ、適切な施設配置の計画のうえ、問題なく運営ができるようにすること
- ・ 仮に、運営開始後に問題が発生した場合は、事業者により適切な対応を行うこと
- ・ 埋蔵文化財の試掘調査はグラウンドで実施しており、現時点では包蔵地ではない場所と判断されている
- ・ ただし、敷地東側の道路新設工事現場や国道11号バイパス工事においては、遺構が発見され本調査を実施している
- ・ 旧白鳥小学校跡地の土地自体は、田であった場所を盛土して建築していると聞いている
- ・ 施工時に遺構らしきものを発見した場合は、速やかに市へ連絡をすること